

令和5年度の保険料率が決定しました

<健康保険料率>

9.66%

令和4年度



9.67%

令和5年度

<介護保険料率>

1.64%

令和4年度



1.82%

令和5年度

令和5年3月分（4月納付分）から変更となります。

- ・任意継続被保険者の方は、令和5年4月分から変更となります。
- ・40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

問い合わせ先：055-220-7751（企画総務グループ）

退職後の健康保険について

退職後の健康保険には、「任意継続」、「国民健康保険」、「ご家族の健康保険の被扶養者」の3つ選択肢があります。毎月納める保険料等を比較の上、お手続きください。

	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険の被扶養者
保険料	退職時点の標準報酬月額 ^{※1} × 健康保険料率 ^{※2} ＝任意継続保険料 ^{※1} 令和5年度の標準報酬月額の上限は30万円 ^{※2} 40歳～64歳の方は介護保険料率が上乗せ	前年度の所得等により決定	被扶養者の負担なし
手続き先	お住まいの都道府県を管轄する 協会けんぽ支部	お住まいの市区町村役場の 国民健康保険課	ご家族の勤務先
加入要件	・退職日までに被保険者期間が継続して 2か月以上 あること ・退職日の翌日から 20日以内 に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること	お住まいの市区町村役場へ ご相談ください	被扶養者としての認定基準を満たすこと

～事業主様へのお願い～

- ・ご退職後加入要件を満たしている場合は、継続して協会けんぽに加入することができますので、従業員の皆様にご周知ください。
- ・退職される場合は保険証を返却していただきます。**退職日の翌日以降、保険証は使用できません**ので、資格喪失の手続きと併せて必ずご返却ください。

問い合わせ先：055-220-7752（業務グループ）

令和5年度から 生活習慣病予防健診等の自己負担が軽減されます

協会けんぽでは、35歳～74歳の被保険者（本人）を対象とした「生活習慣病予防健診」の費用の補助を行っています。

令和5年度より自己負担が軽減されますので、ぜひご利用ください！！



■生活習慣病予防健診

健診の種類	対象者	検査項目	自己負担額
一般健診	35歳～74歳の方	●問診・診察・身体計測●視力・聴力検査 ●血圧測定●尿検査●血液検査 ●心電図検査●胸部レントゲン検査 ●胃部レントゲン検査●便潜血反応検査	軽減前 最高 7,169円 軽減後 最高 5,282円
付加健診	40歳の方 50歳の方	●尿沈渣顕微鏡検査●血液学的検査（血小板数、末梢血液像）●生化学的検査（総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、アミラーゼ、LDH） ●眼底検査●肺機能検査●腹部超音波検査	軽減前 最高 4,802円 軽減後 最高 2,689円
乳がん検診	40歳～74歳の偶数年齢の女性の方	●問診●乳房エックス線検査（マンモグラフィー）	軽減前 50歳以上 最高1,086円 40歳～48歳 最高1,686円 軽減後 50歳以上 最高1,013円 40歳～48歳 最高1,574円
子宮頸がん検診	36歳～74歳の偶数年齢の女性の方	●問診・細胞診 ※20～38歳の偶数年齢の方は、単独で受診できます	軽減前 最高 1,039円 軽減後 最高 970円



被扶養者は、40歳～74歳の方を対象とした「特定健康診査（特定健診）」の費用補助がございました。受診の際必要となる特定健康診査受診券は令和5年4月上旬に被保険者ご自宅宛にお送りしております。

病気の予防・早期発見のため年に1回は必ず健診を受けましょう！！

「特定保健指導」健診後の健康サポートについて

健診の結果、生活習慣の改善が必要な方には、協会けんぽの保健師・管理栄養士が無料で健康相談（特定保健指導）を実施しております。

事業所様宛に健康相談のご案内が届いた場合は、対象となった方の面談機会を確保していただきますようお願いいたします。

※ 面談はZOOMを使ったWeb面談もできますので、ご希望の場合は協会けんぽまでお問い合わせください！！

問い合わせ先：055-220-7754（保健グループ）